

広域連合長が取り扱う個人情報の保護に関する規則

(平成十九年六月二十八日青森県後期高齢者医療広域連合規則第三十一号)

(趣旨)

第一条 この規則は、青森県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例(平成十九年青森県後期高齢者医療広域連合条例第二十号。以下「条例」という。)第二章の規定による広域連合長が取り扱う個人情報の保護等に関し必要な事項を定めるものとする。

(保有個人情報開示請求書)

第二条 条例第十五条第一項に規定する開示請求書は、保有個人情報開示請求書(第一号様式)によるものとする。

(証明書類等)

第三条 条例第十五条第二項に規定する実施機関が定める書類等は、次のとおりとする。

- 一 本人が開示請求をしようとするとき 次に掲げるいずれかの書類等
 - イ 運転免許証、旅券、健康保険の被保険者証又は法律若しくはこれに基づく命令の規定により交付された書類等であつて当該開示請求をしようとする者が本人であることを確認するに足りるもの
 - ロ やむを得ない理由によりイに掲げる書類等を提示することができない場合には、当該開示請求をしようとする者が本人であることを確認するため広域連合長が適当と認める書類等
 - 二 法定代理人が開示請求をしようとするとき 当該法定代理人に係る前号に掲げる書類等及び戸籍謄本その他法定代理人であることを証明する書類等
- 2 前項の規定は、条例第十九条第四項、第二十条第三項、第二十七条第二項及び第三十三条第二項において準用する条例第十五条第二項に規定する実施機関が定める書類等について準用する。
- (第三者への通知事項)

第四条 条例第十八条第一項の実施機関が定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 開示請求の年月日

二 意見書を提出する場合の提出先及び提出期限

三 その他広域連合長が必要と認める事項

2 条例第十八条第二項の実施機関が定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 開示請求の年月日

二 条例第十八条第二項第一号又は第二号の規定の適用の区分及び当該規定を適用する理由

三 意見書を提出する場合の提出先及び提出期限

四 その他広域連合長が必要と認める事項

(電磁的記録に記録されている保有個人情報の開示の方法)

第五条 次の各号に掲げる電磁的記録に記録されている保有個人情報についての条例第十九条第一項第三号の実施機関が定める方法は、それぞれ当該各号に定める方法とする。

一 用紙に出力することができる電磁的記録に記録されている保有個人情報 当該保有個人情報が記録されている電磁的記録を用紙に出力したものの閲覧又はその写しの交付

二 用紙に出力することができない電磁的記録以外の電磁的記録に記録されている保有個人情報 当該保有個人情報が記録されている電磁的記録を専用機器により再生したものの閲覧、聴取又は視聴

2 前項の規定にかかわらず、開示請求に係る次の各号に掲げる電磁的記録に記録されている保有個人情報については、当該保有個人情報の開示の方法は、それぞれ当該各号に定める方法とすることができる。

一 前項各号に掲げる保有個人情報 当該保有個人情報が記録されている電磁的記録を複写したものの交付

二 前項第一号に掲げる保有個人情報 当該保有個人情報が記録されている電磁的記録を専用機器により再生したものの閲覧、聴取又は視聴

3 条例第十九条第一項ただし書の規定は、保有個人情報が記録されている電磁的記録を用紙に出力したものであるものについて準用する。

4 電磁的記録に記録されている保有個人情報の開示は、当該保有個人情報が記録されている電磁的記録を用紙に出力したものの写し若しくは当該電磁的記録を複写したもの又はこれらを複写したものを送付する場合を除き、広域連合長が条例第十六条第四項に規定する開示等の決定通知の際に指定する日時及び場所において行う。

(更なる開示の申出等)

第六条 条例第十九条第三項の規定による申出は、保有個人情報の更なる開示の申出書(第二号様式)を広域連合長に提出して行わなければならない。

2 広域連合長は、前項の申出があつたときは、速やかに、当該申出に応ずるものとし、当該申出をした者に対し、その旨を書面により通知するものとする。

3 条例第十九条第二項及び前条第四項の規定は、第一項の申出に係る保有個人情報の開示について準用する。この場合において、条例第十九条第二項中「実施機関が開示等の決定通知」とあるのは「更に開示を受ける旨の申出に対する通知」と、前条第四項中「広域連合長が条例第十六条第四項に規定する開示等の決定通知」とあるのは「次条第二項の通知」と読み替えるものとする。

(口頭による開示請求等)

第七条 広域連合長は、条例第二十条第一項の規定により、開示請求があつた場合において直ちに開示することができる保有個人情報を定めたときは、その旨を告示するものとする。

2 条例第二十条第二項の実施機関が別に定める方法は、閲覧とする。

(保有個人情報訂正請求書)

第八条 条例第二十七条第一項に規定する書面は、保有個人情報訂正請求書(第二号様式)によるものとする。

(保有個人情報利用停止請求書)

第九条 条例第三十三条第一項に規定する書面は、保有個人情報利用停止請求書(第四号様式)によるものとする。

附 則

この規則は、平成十九年七月一日から施行する。

第1号様式（第2条関係）

保有個人情報開示請求書

年 月 日

青森県後期高齢者医療広域連合長 殿

請求者	氏名	
	住所	郵便番号
	連絡先	(該当するものを で囲んでください。) 自宅 勤務先 その他 電話番号 ()

法定代理人が請求する場合には、次の欄も記載してください。

本人	氏名	
	住所	郵便番号
	未成年者・ 成年被後 見人の別	(該当する番号を で囲んでください。) 1 未成年者 2 成年被後見人
連絡先	(該当するものを で囲んでください。) 自宅 勤務先 その他 電話番号 ()	

青森県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例第14条第1項の規定により、次のとおり保有個人情報の開示を請求します。

開示請求に係る保有個人情報 が記録されている行政文書の 名称その他の開示請求に係る 保有個人情報を特定するに 足りる事項 (請求に係る保有個人情報の 内容等をできるだけ具体的に 記載してください。)	
求める開示の実施の方法 (希望する番号を で 囲んでください。)	1 閲覧、聴取又は視聴 2 写しの交付 3 1及び2 → (写しの 1 希望する 送付を 2 希望しない)

注1 請求者本人であることを証明する書類等（運転免許証、旅券等）を提示し、又は提出してください。

2 法定代理人が請求する場合には、1の書類等のほか、法定代理人であることを証明する書類等（戸籍謄本等）を提示し、又は提出してください。

職員記載欄

担当課	
-----	--

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A4縦長とする。

第2号様式（第6条関係）

保有個人情報の更なる開示の申出書

年 月 日

青森県後期高齢者医療広域連合長 殿

申出者	氏名	
	住所	郵便番号
	連絡先	(該当するものを で囲んでください。) 自宅 勤務先 その他 電話番号 ()

法定代理人が申し出る場合には、次の欄も記載してください。

本人	氏名	
	住所	郵便番号
	未成年者・ 成年被後 見人の別	(該当する番号を で囲んでください。) 1 未成年者 2 成年被後見人
連絡先	(該当するものを で囲んでください。) 自宅 勤務先 その他 電話番号 ()	

青森県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例第19条第3項の規定により、次のとおり先に開示を受けた保有個人情報について更に開示を受けたいので申し出ます。

開示を受けた保有個人情報に係る決定通知書の年月日及び番号	年 月 日付け 第 号
最初に開示を受けた年月日	年 月 日
更なる開示を申し出る保有個人情報	
求める開示の実施の方法 (希望する番号を で囲んでください。)	1 閲覧、聴取又は視聴 2 写しの交付 3 1及び2
	写しの送付を 1 希望する 2 希望しない

注1 申出者本人であることを証明する書類等（運転免許証、旅券等）を提示し、又は提出してください。

2 法定代理人が申し出る場合には、1の書類等のほか、法定代理人であることを証明する書類等（戸籍謄本等）を提示し、又は提出してください。

職員記載欄

担当課	
-----	--

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A4縦長とする。

第3号様式（第8条関係）

保有個人情報訂正請求書

年 月 日

青森県後期高齢者医療広域連合長 殿

請求者	氏名	
	住所	郵便番号
	連絡先	（該当するものを で囲んでください。） 自宅 勤務先 その他 電話番号 ()

法定代理人が請求する場合には、次の欄も記載してください。

本人	氏名	
	住所	郵便番号
	未成年者・ 成年被後 見人の別	（該当する番号を で囲んでください。） 1 未成年者 2 成年被後見人
連絡先	（該当するものを で囲んでください。） 自宅 勤務先 その他 電話番号 ()	

青森県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例第26条第1項の規定により、次のとおり保有個人情報の訂正を請求します。

訂正請求に係る保有個人情報を特定するに足る事項 〔請求に係る保有個人情報の内容等をできるだけ具体的に記載してください。〕	
訂正請求の趣旨及び理由	

- 注1 請求者本人であることを証明する書類等（運転免許証、旅券等）を提示し、又は提出してください。
- 2 訂正を求める内容が事実と合致することを証明する書類等がある場合は、当該書類等を提示し、又は提出してください。
- 3 法定代理人が請求する場合には、1及び2の書類等のほか、法定代理人であることを証明する書類等（戸籍謄本等）を提示し、又は提出してください。

職員記載欄

担当課	
-----	--

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A4縦長とする。

第4号様式（第9条関係）

保有個人情報利用停止請求書

年 月 日

青森県後期高齢者医療広域連合長 殿

請求者	氏名	
	住所	郵便番号
	連絡先	（該当するものを で囲んでください。） 自宅 勤務先 その他 電話番号 ()

法定代理人が請求する場合には、次の欄も記載してください。

本人	氏名	
	住所	郵便番号
	未成年者・ 成年被後 見人の別	（該当する番号を で囲んでください。） 1 未成年者 2 成年被後見人
連絡先	（該当するものを で囲んでください。） 自宅 勤務先 その他 電話番号 ()	

青森県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例第32条第1項の規定により、次のとおり保有個人情報の利用停止を請求します。

利用停止請求に係る 保有個人情報を特定 するに足る事項 〔請求に係る保有個人 情報の内容等をでき るだけ具体的に記載 してください。〕	
利用停止請求の 趣旨及び理由	

注1 請求者本人であることを証明する書類等（運転免許証、旅券等）を提示し、又は提出してください。

2 法定代理人が請求する場合には、1の書類等のほか、法定代理人であることを証明する書類等（戸籍謄本等）を提示し、又は提出してください。

職員記載欄

担当課	
-----	--

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A4縦長とする。